新型コロナウイルス感染症の影響に伴う港湾施設使用料等の納入期限延長申請書

令和２年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者

住所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所属・担当者名・電話番号

　港湾施設使用料等の納入期限の延長について以下の通り依頼いたします。

１　申請料金

　□係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料　□小型油槽船係留施設使用料　□上屋使用料

　□倉庫用地使用料　　　　　　　　　□荷さばき地使用料　　　　　□ふ頭用地使用料

　□船舶給水設備使用料（自動給水器によるものを除く）　　　　　　□事務所附帯施設使用料

　□船客待合所使用料　　　　　　　　□港湾環境整備施設等使用料　□駐車施設使用料

　□入港料（川崎港コンテナターミナルを利用する船舶に係るものを除く）

２　申請月

　□６月１日納入期限分 □６月30日納入期限分 □７月31日納入期限分

　□８月31日納入期限分 □９月30日納入期限分

３　申請内容

　□納入期限の延長（令和２年11月２日まで）

４　申請理由

[備考]

※今回の措置は納入期限を延長するものであり、減免するものではございません。

※納入期限到来後の申請はできません。

※延長された納入期限の翌日以降に納入された場合は延滞金が発生します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 〒210-0869　神奈川県川崎市川崎区東扇島38-1川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課 |